

Title	国家観の変遷：ヨーロッパ連合前史
Author(s)	大木, 雅夫
Citation	聖学院大学総合研究所, No.31, 2005.1 : 377-387
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4271
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

国家観の変遷

——ヨーロッパ連合前史——

大木 雅夫

I はしがき

「どこへ行くのか誰が知ろう。どこから来たのかすら分からないのだ」。——歴史主義時代の夜明けにゲーテはこの言葉をしぼしぼ語った。⁽¹⁾ いかにも浮き草のようなさだめなき時代を語るかに見える。次いで歴史主義の最盛期にランケ (Leopold von Ranke, 1795-1886) は、“bloss zeigen, wie es eigentlich gewesen”とのスローガンを掲げ、一切の事実を発見し解明する客観的歴史を追求して、ヒストリーを単なるストーリーではなく、サイエンスたる歴史を志した。⁽²⁾ しかし一切を解明することは神業であろう。

歴史主義の終焉に際会したオルテガ・イ・ガセット (Ortega y Gasset, 1883-1955) は、単なる歴史的事実の記述ではなくて、「未来を予言することにおいてのみ、歴史は科学でありうる」という。⁽³⁾ 未来は空漠たるものである。確実なものも過去の事実だけだ。それを確認して未来を予言しようという。ここには、歴史の進展には律動があり、法則とか傾向があるという確信、すなわち進化論の復活があるように思われ、確かに問題はあるが、今眼前に起こっているヨーロ

ツパ統合とそれを構成する諸国家の運命を考えると、やはり人類史上における国家観の変遷をたどるしか私には手が無い。いきなりヨーロッパ連合と加盟諸国家の運命だけを取り上げようとする当初の意図は放棄して、国家観の変遷という遠い道を歩むことにする。その場合にも私はオルテガの歴史観を基礎とし、なおフランスの歴史家マルク・ブロックが唱えた「現在から遡る歴史」という観点、すなわち現在を出発点として過去を検証しようとする観点を取り入れて、未来の予言に不必要なものは軽く、必要なものは重く取り上げたいと思う。

II 国家論の変遷

(1) 哲学的歴史観と問題史の相違

現在は、EUとの関連において伝統的な国家そのものが生きるか死ぬかと言う問題に逢着している。新しい国家形態の模索——それが現在である。ここから過去に遡れば、十六世紀すなわち近代国家の形成期から論ずることで足りると思う。無論歴史家や哲学者が、古代社会のポリスを論じキヴィタスを論ずることを妨げるものではない。プラトンの「ポリテイア」は理想国家と訳されることもあるが、当時のギリシャは、決して理想国家ではなかった。町々村々に暴力が横行し、少数者の弾圧、階級司法、愛国を名乗る脅迫、オストラキスマス（陶片追放）等のあらゆる悪徳の巷であった。彼は現実のポリスに失望し、それを描写する意欲を失ってきたからこそ、ユートピアとしての国家を論じたのであった。どこにもない国を夢見た。枝葉末節にわたって民衆を規制する社会機構——これを現代人の目から見ればまことに非人間的な国家像がそこに描き出された⁴。しかしプラトンの時代は、相対的には平和な時代であった。国家の統治を一人の賢人に委ねれば足りた。しかしアリストテレスの生きた時代は荒れていて、賢人政治は期待できない。彼は、

強力で多数を占める中産階級によるデモクラシーの政治体制・国家体制を考えていた。この二人の哲学者による国家論は哲学であつて、歴史ではない。古代から初めて現代に及ぶ歴史は、今国家がどこへ行こうとしているのかを模索する手がかりにはなりにくい。たとえば役員賞与をめぐる税制の研究に際して、十分の一税から説き起こす必要はほとんどないと同然である。近代国家とか国民国家の運命いかにと問う場合には、せいぜい十六世紀、宗教戦争の時代に遡ることと足りる。

(2) 主権との関連における近代国家の誕生

近代国家の誕生は、しばしばその生みの親ホッブズ(Hobbes, 1588-1679)とその著『リヴァイアサン』(一六五一年)によつて語られている。その議論は、間違ひではないが、十分ではない。ホッブズほどの大天才が戦前から日本で歓迎されなかつたのは、彼が暴君放伐論とか良心的兵役拒否などを認めていたからであろう。ロックやルソーやスピノザ等のほうが大写しになっているが、彼らは皆ホッブズのひらめきを転用し流用しただけとも言える⁽³⁾。しかしホッブズの頭の中に近代国家の構想が忽然と現れたと見るのも誤りで、これは日本人の学説史なり理論史偏重によるものである。ホッブズの近代国家論が出される前の世紀、十六世紀における宗教戦争の実態を観察しなければならない。

世俗君主による絶対主義的支配の思想は、十三世紀末〜十四世紀の人ダンテ(Dante Alighieri, 1321没)に見られ、これを主権の観念と結びつけて君主主権を公然と唱えたのはルネサンスの人文主義者ジャン・ボダン(Jean Bodin, 1596没)である。彼は宗教改革とそれに続く宗教戦争、そしてサン・バルテルミーの大虐殺を目撃した。現在イラクやパレスチナに見られるようなどこまでも続く血のぬかるみは、教皇側もプロテスタント側も解決不能である。革命による体制の激変か、神に次ぐリヴァイアサンのないし大魔神的権力を国連に与えるのでなければ、解決不可能である。ここでボダンは、国家に最高の絶対的権力を与えようと思いつくに至つたのである。その権力の中枢に位置づけられたのが君

主の立法権である。^⑥それまでは、神法か自然法か慣習法が法であった。目に見えないこれらの法に対して、目に見える形の現実の法、すなわち実定法の制定権を握った君主は、自然必然的に絶対君主と変身した。当然これに対してはモノルコマキ (Monarchomachn) の暴君放伐論が現れ、また、熱烈なカルヴァン主義の徒で人文主義法学の代表者でもあるフランソワ・オットマン (François Hotman, 1500没) もモノルコマキの有力な論客振りを發揮する。彼は、フランスに定住したフランク族がゲルマン民族の一部族であり、ゲルマン民族の伝統によれば人民集會が国王を選出し罷免する権能をもつ、つまり国王権力の正統性は民衆の同意のあることを主張した。この人民集會が後に聖職者と貴族と第三身分から成る三部会となる。この意味でフランスには君主主権が国民主権と化する素地があつた。^⑦もちろん国民主権とはいえ、フランスでナシオンすなわち国民が生まれるのは、オットマンの死後二百年、フランス革命まで待たなければならなかつた。

記憶すべきことは、ホッブズ以前に血みどろの宗教戦争があり、君主主権論が生まれ、モノルコマキの大立者オットマンの国民主権への橋渡しがあり、そこにホッブズが登場したということである。その名著『リヴァイアサン』はピューリタン革命のさなかに書かれ、目前には国王と議会の争いがあつた。しかし彼は国王側からも議会側からも、そしてキリスト教会からも愛された気配はない。ガリレイの自然科学とイギリス経験論の支配下に、彼は機械論的、非神学的立場からこの書を書いた。騒乱に生きる者にとつて、生命は最高の価値であり自然権である。しかし誰もがそれを追求すれば、「万人の万人に対する戦い」となるから、むしろばらばらの群衆が単一の人格になるために協定を結んで、国家 (civitas) という法人格を作ろうというのである。

これを受けてルソーも「国家……は、法人格に過ぎないのであり、その生命は、各構成員間の連合にある」という。この「連合」(association) という言葉については、説明を加えておこう。それは火の玉のように一丸となつて團結するという意味ではない。構成員の一人一人が独立の人格を維持しながら結び合うというすばらしい結合形態である。この

結合が実現すれば、大欧州二五ヶ国内に戦争は起こるまいとの期待にも似て、そのキヴィタスにおいては、争いは絶えるであろう。こうしてホッブズやルソーは、近代国家を理想的に基礎付けたのである。

III 近代的国民国家の成立

(一) 国民主権と国民

君主主権から国民主権への移行は、国民が存在しなければ起こらない。フランスの場合ノルマンディーとプロヴァンス、ブルターニュとラングドックはそれぞれ別世界であった。同業者組合とか同郷会などは、「組織されたナシオン」(nation organisée)と呼ばれて存在していたが、それらは絶対王政のもとで消滅し、「国家によつて組織されたナシオン」(nation organisée par l'état)が現れた。しかし国民という意味のナシオンの成立は、フランス革命の過程においてであり、こうして成立したフランス国民なればこそ、そこにみなぎるナシヨナリズムがナポレオンの十年にわたる全ヨーロッパ支配を可能にしたのである。⁸⁾

その同じ時期に、ドイツには「国民」がいなかった。それは、プロセイン、ザクセン、バーデン、バヴァリア等三百諸侯の割拠する国であった。フランス革命が起こったとき、ヘーゲルは十九歳。チュービンゲンの神学生であった。彼はその報に接して、学寮の同室者ヘルダーリンやシェリングと庭に跳びだし、そこに自由の木を植えて、その周りを一夜踊り明かしたと伝えられる。しかしドイツ知識人の熱狂はそこまでであり、革命の進展とともに期待は幻滅に変わった。ナポレオンの軍隊に占領されても、民衆は鉛のように眠りこけていた。国民的に結束して戦う気力などない。たまりかねたフィヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814) は、『ドイツ国民に告ぐ』の叫びを挙げざるを得なかった。

(2) ヘーゲルとマルクス——観念論的理想国家と唯物論的理想国家

ナポレオンが死んだ一八二二年に、ヘーゲルは、彼の最後の著書『法の哲学』(Grundlinien der Philosophie des Rechts)を公刊した。財産と教養を蓄えた教養市民層が生まれ、官僚、法曹、教授らは国家や王権と結びついた時代であった。ヘーゲルは、ドイツ国家建設の期待を担って創立されたベルリン大学の教授として、最も幸福な日々を送っていた。⁽⁹⁾そして彼は最大の国家礼賛をする。同時代の歴史法学派が「民族」(Volk)に究極的価値を見出していたのに対してヘーゲルは、国家(Staat)こそ理性的なもの、最も崇高な概念、最も完全なる現実態、すなわち「倫理的理念の現実態」だといふ。⁽¹⁰⁾ヘーゲルにとつて、国家と倫理的理性、国家と法とは同一である。しかも国家は一つ、法も一つ、現実の国家の傍らに理想国家があるではなし、実定法の傍らに自然法があるわけでもない。そしてこの思想の根底には、ヘーゲルの有名な命題「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」があった。

この国家礼賛は、ヘーゲルだけがしたことではない。ドイツの国家論は元来マキャヴェリ的・合理主義的要素が希薄である。ルターには、キリスト者はキリスト教国家を建設すべきだという信念があった。彼の著作にはアウグスチヌスが頻繁に出てくるから、その『神の国』の思想を継承しているのかも知れない。しかしカントやフィヒテの国家論も同様であり、フライヘル・フォン・シュタイン(Heinrich Friedrich Karl Reichsfreiherr von und zum Stein, 1757-1831)にいたっては、ルター同様に、道徳的人間は道徳的国家を建設すべきだといふのである。ここで私は注意を喚起しておきたいことがある。ドイツ人の愛国心は強く、国のためなら一致団結する国民性の持ち主だといわれるが、これは俗説ではないかと思う。むしろ愛国教育のせいだったのではないかと私は思う。国民性の問題ではなくて教育の問題だと思う。実際、ナチスの標語に“Du bist nichts, dein Volk ist Alles”⁽¹¹⁾というものがあつた。「汝は無、汝の民族こそすべて」という意味であるが、戦時中の日本では「滅私奉公」と訳され、少年時代のわれわれはこれをたたき込まれたのである。

つまり、国民性などという雲をつかもうとすることよりも、現実になされた教育を顧みることのほうがはるかに重要で、ルターもカントもフイヒテも、倫理的國家を教え続けてきた。だからヘーゲルが國家を倫理的理性の現実態と述べたとしても何ら不自然ではない。

教育の力は絶大である。しかし限界があり、ほとんど常に異端者を生む。異端者が出ればこそ學問は發展する。ヘーゲルから最も多く学び取ったはずのマルクスは、ヘーゲルの最大の批判者となる。天上ばかり眺めていたヘーゲルに対して、地上に目を転じたマルクスにとつて人類史は階級闘争の歴史である。宗教も法も國家も支配階級の武器であり、階級的搾取と抑圧のない共產主義社會が實現すれば、それらはいずれも無用のものとなり、博物館行きになるといふ。もちろん國家の死滅とはいへ、人民に対する統治は、事物の管理とか生産活動の方向付けに代えられるので、國家は廃止 (abschaffen) されるのではなくて、枯死する (absterben) というのである。¹¹⁾

マルクスは決して空想を語つたわけではない。真剣に眞の自由と平等を求めればこそ、あまりにも観念的な國家論に徹底的な反撃を加えたのである。自分の自由が確保されるためには、あらゆる他人の自由が顧みられなければならない。しかし市場經濟のもとでは人々は利己的にしか行動しないのだから、新たに築かれる社會主義的生産關係のもとでは新しい人間が生み出されなければならないと考える。¹²⁾しかし新しい人間は生み出されなかつた。ノルマが常に過重であれば、労働者農民は常に怠惰になる。それどころかロシア革命直後から彼らは働かなくなつた。スターリン憲法第二條には「働かざる者食うべからず」(Кто не работает, тот не ест.)と書いてあつた。しかし働く者と働かない者が同一賃金なのだから、儲けるには賄賂を使うとか生産の場から物品を着服するしかない。それは日常茶飯事となつた。ロシア語の Несин (持ち帰る人) という言葉は、ソ連人の意識では泥棒とはみなされない。しかしそれに対して共産黨大会において繰り返された呼び掛けは、「寄生、贈賄賂、投機、職業外の収入および社會主義的所有を侵害する一切のものにつけいる余地を与える隙間をふさぐために組織的、財政的、司法的手段に訴えなければならない」というこ

とであつた。ソ連ではホモ・サピエンスに並ぶホモ・ソヴィエティクスが生み出されるはずであつた。しかしそれは果たせぬ夢であり、社会主義ソ連邦は六九年の生涯を閉じた。¹³ 日本人男女合わせて平均寿命は現在八〇歳を超えているから、ソ連という国家は日本人の一生よりも短命だつたことになる。

(3) 「国家からの自由」から「国家への自由」へ——法治国から福祉国家、社会国家へ

ルイ一四世の時代を民衆は〈Le Grand Siècle〉(大御代)と呼んでいたが、国王自身は「朕は国家なり」(L'Etat, cest Moi.)と語る絶対主義国家であつた。その反動のように法治国思想が芽生える。モンテスキューと一世代後のアダム・スミスは、古典的自由主義の旗を振る。その「自由」は本質的に「国家からの自由」であり、自分の利己心に従つて活動すれば、「見えざる手に導かれて」全体の利益に連なる。国家はただ、警察官や夜警同然に国民生活の秩序破壊者を取り締まるいわゆる夜警国家(Nachwächlerstaat)であれば足りるという。¹⁴ しかしこの理論の表面は明るく、裏面は暗かつた。一八一五年から一八四八年までにドイツ連邦の人口は二二〇〇万から五三〇〇万まで増えた。これは一世代前の二倍の人口を養う高度成長ぶりで見られるが、これはストーリーであつてヒストリーではない。当時この人口増を養えるほど農業技術は進んでいなかったし、人口の三分の一は乞食同然の暮らしぶり、都市部でもベッドも家具もない家に昼食抜きで暮らす人々があふれていた。マルサスがイギリスで前世紀末に予言した事態がドイツで起こつた。そして世紀末にかけて貧富の格差は救いがたいものとなり、ようやく社会問題、労働問題そして婦人問題という言葉が生み出されるまでになつた。¹⁵ マルクスの経済学や国家観は、そこに生まれた。しかしマルクスの後継者たちによる国づくりは、世紀の大実験といえ空しく失敗した。弱者貧民の出現が労働保護や社会保障を国家に求めているとき、国家は賭博的大戦争に走り、難民と人口爆発、傷病兵と老幼者の介護、年金、社会保障の諸問題等、経済的社会的弱者保護は、国家の積極的介入を至上命令とした。貧窮からの解放と福祉増進の目標は、国家の存在理由をまったく変わらせた。¹⁶

新たな国家像は、福祉国家 (welfarestate) である。ドイツのボン基本法第二〇条第二項は、これを「ドイツ連邦共和国は、民主主義的で社会的な共和国である。」と規定し、法治国家 (Rechtsstaat) とは別個の社会国家 (Sozialstaat) という言葉を採用した。この言葉は、一九世紀末にローレンツ・フォン・シュタインが自由主義と社会主義を超える第三の道として提唱した言葉であり、常に修正資本主義などと酷評されてきたものである。日本国憲法の中では社会国家の語を用いず、学説上「社会的基本権」と呼ばれる若干の規定が掲げられている。注目すべきことであるが、一九九三年制定の現行ロシア連邦憲法第一章は、社会的保護政策の実施を内容とする「社会国家」という言葉をかかげた¹⁸⁾。修正資本主義と排撃してきた西欧法の原理を、今は受け入れた。もちろん最初は社会主義の原理と調和させつつ導入を試みた¹⁹⁾が、やがて社会主義の衣を脱ぎ捨てて、そのまま全面的に自己展開することとなる。実際、ペレストロイカの段階にある一九九〇年一〇月に「市場経済移行の基本方針」が決定され、初めには「社会主義的市場経済」といつていたが、その年内に、「計画市場経済」、「規制された市場経済」そして単に「市場経済」へと表現が変化した。体制の大変革は、なりふり構わぬものと思わざるを得ない。

IV EUと国民国家——結びに代えて

これまで私は、人類史の進展とともに国家観が激しく変動してきたことを駆け足で跡付けてきた。しかしこの時点で目前にするヨーロッパ統合の動きがどこへ行こうとするのやら必ずしも定かではない。今や国家主権は固執されない。君主主権から国家主権への転換があり、しかも主権そのものは、今や単一不可分のものとは見られていない。ヨーロッパ共同体自体が六つの加盟国からそれぞれ部分的に主権の移譲を受けて成立した組織である。しかもドイツの統一が関

税同盟から始まったように、経済的統合から政治統合に向かう可能性をまったく否定することはできない。実際、立法の領域ではヨーロッパ議会が直接選挙で選ばれている。それどころか最近では、フランスとドイツがコンゴに派兵するに際して共同司令部を作るにいたった。これがEU加盟国の全体に及ぼされれば、ヨーロッパ統合計画の初期には一蹴された軍事的統合が実現し、ヨーロッパ連邦ないしヨーロッパ合衆国の夢が実現するかもしれないのである。

他方においては最近東欧諸国の加盟により二五ヶ国によつて構成される大欧州への道が開かれた。民族も歴史も言語も異なるこれだけの国々が単一国になりうるであろうか。連邦への道を進むかのようないくつもの兆しはあるが、現時点では連邦ではない。しかし国家連合の形態は超えているのではないか。今EUがどこへ行くのか、必ずしも定かではないが、ここで跡付けてきた国家観の変遷を踏まえて、新たな変化、新たな展開をしばらく注視してゆかなければならないであろう。

注

- (1) ゲーテ・小牧健夫訳、『詩と真実』第二巻、五六一頁以下。彼はこの言葉をエグモントの口を通して語っている。なお、マイネッケ・中山治一訳、『歴史的感觉と歴史の意味』、創文社歴史学叢書、一九七二年、六頁、一五七頁参照。
- (2) Leopold von Ranke, *Geschichte der romanischen- und germanischen Völker* の冒頭に掲げられた言葉。鈴木成高、『ランケと世界史学』、一九四二年、弘文堂、三頁。
- (3) Ortega y Gasset, *Gesammelte Werke*, Bd. 2, 1950, S. 32f.

- (4) Stig Strömholm, *Kurze Geschichte der abendländischen Rechtsphilosophie*, UTB Vandenhoeck, 1991, S.32f.
- (5) 田中耕『ヨーロッパ 知の巨人たち』NHKシリーズ、二〇〇四年、七七頁以下参照。
- (6) Stig Strömholm, *aaO*, S.147f.
- (7) Strömholm, *aaO*, S.148.
- (8) Jacques Ellul, *Histoire des institutions*, 4, Presses Universitaires de France, 1956, p.72.
- (9) 阿部謹也『物語ドイツの歴史——ドイツ的とは何か』、中公新書、一九九八年、一七八頁以下。
- (10) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts — oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, §257, Ed. Suhrkamp, 7. Bd., S.398, zitiert nach A. Kaufmann u. W. Hassemer (Hrsg.) *Einführung in Rechtsphilosophie und Rechtslehre* der Gegenwart, 6. Aufl. 1994, S.78.
- (11) *Le grand dictionnaire encyclopédique Larousse*, (état)
- (12) Dieter Grimm (Hrsg.), *Einführung in das Recht*, UTB C. F. Müller, 1985, S. 163.
- (13) ミシェル・エンル・辻由美訳『ホモ・ソビエティクス——機械と歯車』、白水社、一九八八年、「第三章 腐敗」を参照せよ。原著は『Michel Heller, *La machine et les rouages — La formation de l'homme soviétique*』の名ですべてに一九八五年に刊行されているが、当時わが国には、このような視角からする研究は皆無に近かった。
- (14) この説明には問題がある。スミスは国富論の中で「利己心」の語をほとんど使っていない。『道徳情操論』を見れば、利他心とか側隠の情に似た思想を強調している。国家国民全体のためになごとかかりっていないで、率直に自分の利益を求めて働けといったのではないか。また「見えざる手に導かれて」の原文は「led by an invisible hand」となっていて、神のみ手とは書いていない。社会の見えざる手と説く人もいる。スミス思想を理解する上で再検討を要するのではないか。
- (15) 阿部謹也、一九五頁。
- (16) Rudolf Wethöfer, *Rechtswissenschaft (Funk-Kolleg)*, Fischer Taschenbücher, 1976, S.331ff.
- (17) 広瀬清吾『ドイツの社会と法 戒能通厚・広渡清吾』、『外国法——イギリス・ドイツの社会と法』、岩波書店、一九九一年、二一九頁以下。ローレンツ・フォン・シュタインは、明治憲法起草者伊藤博文の師。
- (18) 小森田秋夫編、『現代ロシア法』、森下敏男、第二章、体制転換と法、東京大学出版会、五九頁。